放射線個人被曝線量測定業務　一式
仕様書

国立研究開発法人　国立循環器病研究センター

令和８年６月

【目的】

本仕様書は、個人被曝放射線量を正確に測定し、絶えず放射線被曝による人体障害を監視することにより、放射線業務従事者の障害防止、健康管理をより完璧なものとするものである。

【契約期間】

令和９年４月１日より令和12年３月31日

【【予定数量】（令和７年４月から令和８年３月の直近１年間の実績より算出）

・広範囲用（X･γ・β線用）	：	17,556回（3年間）
・中性子広範囲用（X･γ・β・中性子線用）	：	114回（3年間）
・広範囲不均等用（X･γ・β線用）	：	13,842回（3年間）
・末端部・指先用リング（X･γ線用）	：	192回（3年間）
・広範囲・水晶体用（X・γ・β線用）	：	462回（3年間）

【業務概要】

１）線量計の交換、回収を行うこと。（1 回／月）なお、回収場所は当センター指定の場所において回収すること。回収日程は、月の第一営業日とする。大幅な変更がある場合は、当センターに連絡後、承認を得ること。（参考：配布・回収場所一覧表参照）

２）この測定業務を履行するに当たっては、電離放射線障害防止規則第八条（線量の測定）を遵守して行うこと。

３）本検査に使用する線量計は、ＪＩＳ規格に準拠した製品を使用すること。

４）測定結果は、ＪＩＳ規格に基づき「ｍＳｖ」で表示すること。

５）ＪＩＳ規格に基づく個人線量当量の測定を実施すること。ただし、使用期間終了後3～6ヶ月を経過した線量計が回収された場合は測定は行わず、「エラー」もしくは「未返却」として報告すること。また、3～6 ヶ月経過後に発行される弁済料の請求書でも未回収の情報が記載されていれば、可とする。

６）3～6 ヶ月間未回収となった線量計がある場合は、そのリストを提出すること。なお受注者から提供された各線量計を個人が紛失または故意に破損した場合、当センターと受注者で協議のうえ負担額を決定し、当センター経由で個人に請求することを可とする。

７）事故などによる緊急処理の対応として測定センターの受理後、24 時間以内に個人線量当量を報告する体制を確立しておくこと。

８）その他当作業を実施するために必要な一切の物品を提供すること。

９）個人の線量を管理できるシステムを当センターにも導入すること。

【システム要件】

1）電離放射線障害防止規則、放射線障害防止法、医療法(以下、各法令と表記)に対応可能なシステムであること。
2）使用場所毎で管理し、毎月 2 箇所へ測定結果を CD 等に記録しデータの供給を行うこと。(参考：病院 1 ヶ所、研究所 1 ヶ所)
3）供給を行ったデータについて、システムへの読み込みおよび個人情報の修正、更新が可能であること。
4）個人情報及び健康診断結果について、各法令に対応した検索、統計および帳票の出力が可能であること。
5）健康診断結果について､Excel または CSV から情報の読み込みが可能であること。
6）システムについてソフトウェアが更新されたとき、当院でもアップデートを行うこと。
7）システムの利用にあたって ID、パスワードによる利用者を制限できる機能をゆうすること。
8）ユーザの利用状況などのわかるログを取得する機能を有し、1 年以上保存できること。
9）導入したシステム（サーバ、クライアント PC を含む）には、ウイルス対策および情報セキュリティ対策を施すこと。

【情報セキュリティ管理】

1）受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を契約締結後 2 週間以内に作成し、当センターの承認を受けること。
2）当センターから提供する情報の目的外利用を禁止すること。
3）本業務の実施に当たり、受注者またはその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制が整備されていること。
4）受注者の本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）に関する情報提供を行うこと。
5）情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
6）情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、当センターへ報告すること。ISO/IEC27001 でも可とする。
7）情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当センターの承認を受けた上で実施すること。
8）当センターが求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。

９）本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。

１０）当センターから要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。

１１）当センターから受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、または抹消し、書面にて報告すること。

１２）本業務において、情報セキュリティインシデントの発生または情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当センターに報告すること。

【受託者要件】

１）測定は、独立行政法人産業技術総合研究所とのトレーサビリティが確立している施設において、その基準で線量測定及び線量評価を行なうこと。また、証明書を提出すること。

【その他】

１）この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等は当センターと受注者で協議し決定することとする。しかし、この仕様書に明記のない場合においても、技術的並びにその性質上当然必要なものについては誠意をもって行うこと。